

令和3年度 第2回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和3年10月7日(木) 10時00分～11時45分 議員全員協議会室		
案 件	<p>[諮問事項] し尿・汚水汲み取り手数料の見直しについて</p> <p>[諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について</p> <p>[報告事項] えびな環境白書2020の発行について</p> <p>[報告事項] 海老名環境マネジメントシステム令和2年度の運用実績報告について</p> <p>[報告事項] 海老名環境マネジメントシステムにおける外部環境評価の実施結果について</p> <p>[報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について</p>		
出席委員	氏家委員、大橋委員、里村委員、清水委員、中谷委員、鳩石委員、藤田委員、森島委員、山谷委員 計9名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
幹 事	金指経済環境部長 佐藤経済環境部次長 吉沢経済環境部参事兼資源対策課長 蓬田環境政策課長		
事務局・説明者等	環境政策課：森田係長、西野主事(事務局) 資源対策課：小野寺主幹、石川主任主事 都市施設公園課：金子係長、田中主事		
結 果	<p>[諮問事項]</p> <p>・し尿・汚水汲み取り手数料の見直しについて</p> <p>結論：原案のとおり了承</p> <p>[諮問事項]</p> <p>・自然緑地保存樹木等の指定解除について</p> <p>結論：原案のとおり了承</p>		

1 開会 (進行：環境政策課長)

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問

5 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

・傍聴希望者：0名

(1) [諮問事項] 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例のし尿・汚水汲み取り手数料の見直しについて〈資料1〉

委員 A： し尿定額は、受益者負担に基づく手数料設定がなじまないため、手数料を維持すると記載しているが、本来は受益者負担になじんでいるものであり、定額制を維持する理由は、一定の社会的配慮によるものとする。他の自治体も社会的配慮から、安価な手数料が設定されているが、対象の世帯を限定することで、納得が得られるものだと思う。

また、公共下水道への切り替え義務づけがあるので、経済的な手数料設定の面からは、切り替えを促すインセンティブを与えることも必要と考える。

今後、そのような面もご検討いただければと思う。

環境政策課： 現在、本市でし尿汲み取りを利用している家庭は94世帯あり、いわゆる長屋の借家、一戸建ての借家がほとんどである。

このような場合、住人の意思で公共下水道へ切り替えることが難しく、大家などの同意が必要という現状もあり、やむなく残っている状態である。

また、汲み取り便所を利用している家庭は、高齢者や低所得者が多数のため、受益者負担の面についても、社会的な考慮により、料金は維持する方針としたものである。

委員 A： そうなると今後も、手数料設定の方針は続けていくということか。

資源対策課： 受益者負担と下水道普及の2つの観点から、手数料の見直しは必要と考えるが、対象者が非常に限定されているため、手数料算出のベースに現状を当てはめると、どうしても全体数が小さくなってしまい、高額な手数料額になってしまう。

現在、本市の下水道普及率は96%であり、今後新たに汲み取り便所を作るところはないだろうという判断から、今回は、見直しの対象としてないものである。

しかし、様々な状況の変化を踏まえた、対応は必要であると考え、必要に応じて手数料の見直しを検討していきたい。

委員 A : 古い清掃事業概要には、直営で汲み取り車が2台保有していると記載されているが、最近の清掃事業概要にはその記載が見当たらなかった。

最近では、汲み取りは民間業者に委託している所もあるが、直営で汲み取り車を保有しているということは、災害時に大きな強みになると思う。一方で、直営で保有する場合、委託に比べて費用が多くなってしまう。この辺の設備の確保と直営について、市ではどのような方針があるのか。

資源対策課 : 委員がおっしゃる通り、汲み取り車については、民間業者に委託している自治体もある。

ただ昨今では、想定外の災害等が発生していることを加味すると、災害発生時に迅速に対応できる部分が直営の強みだと思うので、本市としては災害対応のためにも、直営で行うことを維持していきたいと考えている。

(2) [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について〈資料2〉

委員 A : 今後も管理困難な樹木が出てくることが考えられるが、市としては、何か指針をもって対応していくことは考えているのか。

都市施設公園課 : 自然緑地保存樹木は、ほとんどが所有者の自宅敷地内に植わっており、所有者の考えによるところが大きい。本市としては、なるべく維持していただきたいと考えているが、所有者の意に反して、解除を止めることはできないと考える。

このため、今後も指導等による対応は難しいと考える。

(3) [報告事項] えびな環境白書2020の発行について〈資料3〉

委員 A : 運用実績報告書の4ページに記載の二酸化炭素を基準年度比40%削減の目標ですが、令和2年度は達成できたが、令和元年度では目標を達成できずに終わるなど、40%削減に向けて難しい点があると考え。大きな目標を掲げて、それに対し、様々な施策を行い、その施策が目標に対し、どれだけの効果があるのか、そういうのが目標展開になるが、その部

分が十分だったのか。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、様々な事業が出来なかったため、エネルギー使用量が少なかったということもあるが、その点を踏まえた上で次の施策につなげてほしい。

次に意見として、運用実績報告書の4ページ〈令和2年度のCO₂排出量〉の表とえびな環境白書2020の20ページの〈市の事務事業からのCO₂排出状況〉の表について、書いてある内容は同じことだが、表の縦横軸が逆のため、どちらかをベースにして、同じ表にしていきたい。

また、運用実績報告書の5ページ〈令和2年度対象施設のリサイクル率〉の表も、昨年度実績値の隣欄に目標達成状況を記載しているため、目標達成状況が今年度の事を指しているのか、昨年度の事を指しているのか分かりづらい。

この表は、ごみゼロ運動の活動を示すものであるため、現状を正しく把握して、今後の事業につなげるようにしていきたい。

環境政策課： 運用実績報告書の表現については、頂いたご意見を参考にしながら、改善していきたい。

委員 B： 運用実績報告書の4ページに令和12年度までに二酸化炭素排出量を40%削減すると記載されており、「毎年度2.9%削減率を引き上げ、最終的に40%削減を目指す」と記載されているが、今までの地球温暖化実行計画等には、年度別の数値目標が記載されていなかったもので、経過の予実績が分かり非常に良いと思う。

また、省エネルギー化の推進及びごみゼロ運動の推進の部分で、それぞれ「まとめと今後の対応方針」を記載しているが、これを環境白書にも記載していきたい。

環境政策課： 「毎年度2.9%削減率を引き上げ、最終的に40%削減を目指す」という文言については、おっしゃるとおり地球温暖化実行計画等の中では、記載されていない。この数値は、毎年の取り組みの成果を判断する上で、管理目標的な位置づけで設定している。

環境白書への「まとめと今後の対応方針」の記載については、発行時期との兼ね合いもあるが、頂いたご意見を参考にしながら、検討していきたい。

委員 C： 運用実績報告書の5ページで、食の創造館の資源化できないごみと記載されているが、具体的にどのようなものなのか教えていただきたい。

環境政策課： 資源化できないごみとして主に考えられるのが、汚れがついてしまった容器包装プラスチック類である。その他のプラスチックや紙類については、リサイクルを図っているが、今回の食の創造館については、処分方法の切り替えで食品残渣が全て廃棄されてしまった事がリサイクル率低下の要因となってしまった。経済環境部としても、本事例は看過できないと判断し、直ちに食品リサイクルの委託契約を締結するよう、担当課へ要望したところである。

委員 C： そうすると食の創造館のリサイクル率は、昨年度実績の99.9%程度になる見込みであると考えて良いか。

環境政策課： 現在そのような形で調整していると、担当課より回答を得ている。

委員 A： 運用実績報告書の7ページの環境法令監査の総括で、不適合事項が昨年度の2件に対し、今年度は5件と記載されている。これらについては、管理表の作成や問題点の分析等を行うと、法律や基準の逸脱を起こすことはなくなる。これが環境マネジメントシステムであり、仕事のベースを変えないと、いつまでも不適合事項は減らないと考える。今後、職員に対し、仕事の進め方についての研修や周知をご検討いただきたい。

委員 D： 現在、小中学校では熱中症対策として、体育館に冷房を設置する取組みがされているが、こうするとエネルギー使用量は増えてしまうと考える。これに代わる、省エネルギー化の対策はあるのか。

環境政策課： 令和元年度の策定時点に決まっていた事はある程度踏まえた上で計画を策定しているが、今後も同様の事例が考えられる。エネルギー使用量の削減に向けた取組みについては、国・県から通知や他市の事例を情報収集し、本市の取組みに反映させたい。

また、地球温暖化実行計画は、中間年度で見直しを行うので、こちらで計画策定段階に予期できなかった部分を取り込むなどの検討していきたい。

委員 B： エネルギー使用量が増加する要素は色々考えられるが、国では再生可能エネルギー施設を設置する公共施設に設置していこうとする動きがあり、補助金を交付する等の制度もできているので、そちらを上手に活用してエネルギー使用量を抑えるなどの検討もしていただきたい。

環境政策課： 補助金の体系が複雑化している現状がある。環境部門とし

でも補助金の情報提供を積極的に行うなど、各施設が再生可能エネルギー施設を導入していただくよう努めていく。

委員 E : 運用実績報告書の3ページの目標設定の所で「毎年、同じ目標を設定しているケースが散見されます」や「達成率が大幅未達の場合や、大幅超過の場合は、来年度の目標設定値を再考してください」と記載されているが、目標設定する段階で目標が妥当であるかどうか、内部監査等でしっかりと考えていただきたい。

また、書面での職員研修は、書類を配布して各自で読むという形なのか。この場合、忙しい職員は、なかなか読み進むことが難しいので、eラーニングのような形で研修を行い、最後に10個程度の質問を回答できるまで研修が続くなどの工夫があると、ただ読むよりも効果があると思うので検討いただきたい。

環境政策課 : 書面での職員研修の方法は、委員のおっしゃる通りである。頂いたご提案については、市のITシステムの整備状況で制約はあると思われるが、予算の範囲内で、より良い研修方法を検討していきたい。

委員 C : 運用実績報告書の7ページの環境法令監査の総括で、不適合事項が今年度は5件と記載されているが、なぜ内部環境監査で指摘できなかったのか。

環境政策課 : 内部環境監査と環境法令等定期監査は、監査する期間が異なっており、環境法令等定期監査が先行して監査するため、そこで不適合とされた項目は、内部環境監査では不適合としていないものと考えている。

(4) [報告事項] 海老名環境マネジメントシステム令和2年度の運用実績報告について〈資料4〉

(5) [報告事項] 海老名環境マネジメントシステムにおける外部環境評価の実施結果について〈資料5〉

委員 A : 真鍋叔郎氏のノーベル物理学賞受賞もあり、地球温暖化対策が地球上の喫緊の課題であると、大きく注目されている。令和2年度事業外部評価シートの「1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます」という基本方針に対し、「1 地球温暖化を推進します」とので施策方針であるが、この中で市の事務作業から排出される温室効果ガス排出量の担当部課評価が2であるが、これをさらにいい評価になるよう

に、改善に努めていただきたい。

(6) [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について〈資料6〉

6 その他

7 閉会

—— 散 会 ——